

## ◆◆◆ 障がい者との共生社会の実現 ◆◆◆

障がい者は、生活の中で不自由を感じる場合があります。しかし、必ずしも不幸であるとは限りません。障がい者にとって、生活の中から不自由に感じるものが取り除かれれば、健常者と何一つ変わらない生活を送れるはずで

す。平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、この法律では「障がいを理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。例えば、段差がある場所で補助する、高いところにある物を取って渡す、筆談を行う、書類の記入やタッチパネルの操作を代行するなどです。

障がいのある人もない人も、互いに尊敬し合い生活するためには、まず障がい者を理解することが重要です。障がいは誰にでも生じる身近なものであること、外見ではわからない障がいもあること、同じ障がいでも一律ではないことを理解し、障がいも個人の特質・個性としてとらえることが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する第一歩になります。

「野木町障がい者プラン」

<http://www.town.nogi.lg.jp/page/page001758.html>

（町公式ホームページ）

問生活環境課 ☎(57)4132

## シリーズ 野木町のごみ処理 94

問生活環境課 ☎(57)4246

### ごみ出しのルールが一部変わっております

#### ①スプレー缶(カセットガス)は分けて出してください。

今まで不燃ごみは小型家電、蛍光灯を分けてそれ以外の不燃ごみはまとめて出していたいただいておりましたが、スプレー缶(カセットガス)も別の袋に分けて出してください。



↑ スプレー缶が混ざっているのでNG

#### ②シュレッダー紙は資源物です。

シュレッダー紙を可燃ごみとして出していないか？シュレッダー紙は資源物としてリサイクルが可能です。他の紙類とは違い、紙袋またはビニール袋に入れて出してもかまいません。



↑ シュレッダー紙だけを入れてください

#### ③ふとんやカーペットは可燃ごみです。

従来は不燃ごみだった品目の一部が可燃ごみになっています。(布団、カーペット、じゅうたん、ポリタンク、レコード)

これらを捨てるときは可燃ごみ集積所に出してください。なお、布団やカーペット、じゅうたんなどは丸めるか折りたたんでからひもで縛ってください。大きさが2mを超えていなければ収集いたします。

